

他の議案については、お手元に御配付の付託表のとおり、各委員会に付託し、審査願うことといたしました。

次に、会期についてであります。一般質問、議案の審議時間等を勘案の結果、本日とあすの二日間本会議をお願いし、その後における各委員会の審査時間等を検討した結果、最終日を二十日とする十日間を設定いたしました。

次に、全員協議会であります。理事者から申し入れがあり、すので、本日の一般質問に入る前に開催し、協議することと議運としては決定をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございますが、今定例会が議員各位の特別の御協力により円滑に運営されますようお願い申し上げて報告いたします。

○議長（木村治男君） 以上で委員長報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、六月十一日から六月二十日までの十日間と決定したいと思惟しますが、御異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村治男君） 御異議なしと認めます。よって会期は十日間と決定いたしました。

○議長（木村治男君） 日程第三 議席の変更を議題といたします。

事務局長をして議席変更について発表いたします。

○議会議務局長（井上久男君） 発表いたします。

○議長（木村治男君） 田村市郎議員を二十三番に

二十三番 木村治男議員を二十一番に

以上でございます。

○議長（木村治男君） 事務局長から発表いたしましたとおり、議席の変更をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村治男君） 御異議なしと認めます。よってただいま発表

いたしましたとおり、議席の変更をすることに決定いたしました。
ただいま決定した議席にお着き願います。

○議長（森田治男君） 暫時休憩いたします。

午前十時八分 休憩

午前十時三十分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四 一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず、三番 村野和一郎君。

（三番 村野和一郎君登壇）

○三番（村野和一郎君） 大変貴重な時間を私の一般質問に充てて

いただきましたことにありがとうございます。

さきに通告いたしました順序に従いまして質問してまいりたいと思います。

まず、第一点の緑化推進についてでございます。

ことしは、国際森林年であります。東京都も緑の倍増計画を

うたっております。去る六月三日には、二十一世紀の都市と緑のあり方を

探る都市、緑、市民の国際シンポジウムが東京で開催され、昭和六十

五年には花と緑の国際博覧会を日本で開催することを提案する東

京宣言が採択されました。中曽根首相も出席され、あいさつの中で

「我が国は、都市化の急速な進展により、緑が減少する。公園整

備は、市街地緑化に特に積極的に推進していく必要がある」と強調し、

さらに「内政の最重点事項として、来世紀までに緑の三倍増実現を目指

すとともに、緑の問題は、全地球的な展望で広く深く取り上げるべきだ

市民一人ひとりが身の回りの緑を大切にしていかなければならない」と述

べております。

我が福生市におきましても、緑のマスタープランを設定いたしました。

近年、緑、緑と呼ばれるのは、それだけ緑の破壊が進んでいるからであ

ります。人間は、自然の中に、いや自然と共存していくこそ肝要であり

ます。高度情報化社会を迎え、ニューメディア、ハイテクと呼ばれ、ボ
タン一つで何事も処理できる時代になりつつあります。そうした時代こそ
自然を大切に、緑をいっぱい、生活の中にゆとりと安らぎが求められ
るのではないだろうか。

そうした時代背景から、我が福生市に緑のマスタープランが生まれたも
のと思います。緑に対して市民意識の高揚のため、小学生、中学生
を中心に緑化ポスター標語の募集を行っているのも結構でございますが、
ともかく実施に踏み切ることが肝要であります。

まず、公園緑地でございますが、本年度事業として、仮称熊井
公園、長沢公園、原ヶ谷戸緑地の新設が予定されております。ま
た、六十一年度としては、仮称熊川東公園、武蔵野橋公園、熊
川北公園、そして六十二年度としては、仮称中福生公園が実施計画
にうたっており、これは予定どおり実施されるのか、また、今後
これ以外にどのような計画があるのかお尋ねいたします。

次に、市道に花木を植えるということでございますが、これも緑化推

進の一環として、心に潤いを与える上でも、ぜひとも必要であります。都道
には最近よく植えられておりますが、市道でもスパーマのある所、すなわ
ち街渠枓のような所にはぜひとも植栽し、環境の美化に心がけていただ
きたい。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、樹林地、樹木、生け垣の保全奨励のことですが、昨年の十二
月の定例会で上野議員が質問しておりますが、樹林地の保全奨励金
について今後継続して交付すると思いますが、これについて何らかの規制
があるのか、将来、地主が売却する場合には、市が優先的に買い上げ
るというような意思表示をされているのかどうか、お尋ねいたします。

税金が高い、生活のため売ってしまふ、そうしたことから森林がどんど
なくなっているのが現状でございます。市が買い上げるとするといろいろ条件
があると思いますが、その辺を踏まえて御答弁をお願いいたします。

下の川のはけの樹林地なども、これは後で質問いたしますが、下の川の
改修問題と絡んで、樹林地をどうするのか、どのようなお考えがあるのかも
合わせてお尋ねいたします。

樹木、生け垣についてでございますが、本年度実態調査をするということですが、調査結果によっては奨励金を出すのか、どのような形で出すのか。

とにかく樹木、生け垣を維持管理するということは、大変なことでございます。手間暇を考えて、伐採してしまふ。生け垣の場合、ブロック塀や万年塀にしてしまふケースがふえております。まことに惜しいことでございます。三多摩の各市でもこうした事態を憂慮し、奨励金を出している市が多いのも、緑を愛し残したいからでございます。武蔵野市のように市緑の保護と緑化推進に関する条例を設置し、逆にブロック塀を生け垣に変える場合、その費用の一部を肩がわりする市や町もございます。問題は、維持管理が大変であり、金がかかり過ぎるということでもあります。緑の保存のために何らかの助成奨励金を検討していただきたい。市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、第二点目の多摩川の浄化についてであります。

私も、昨年の三月の定例会で一般質問をいたしました。また、上

野議員が昨年の十二月の定例会で、その後の経過について厳しく質問しておりますが、現在までその後、どのような経過をたどっているのか。野焼きの跡地問題、都市下水路の羽村、青梅、瑞穂の都営住宅の公共下水道の進捗状況等、さらに最も問題であり、大事な羽村セキからの流出量の問題であります。現時点では、川崎市の用水路組合の水利権により毎秒二トン流れておりますが、年間を通して流してもらう、しかも一トンでも二トンでも多く流してもらいたいことは、福生市にとって最大の願いでございます。玉川上水がとうとうと流れ、本流の多摩川がかかれていますのは、どう考えてもおかしい。東京都の水利権だけが声高に主張され、泣き寝入りしてよいものかどうか。柳山でも多摩橋の下でも、あるいは五日市線の下流でも、人っ子一人おりません。昔の多摩川を取り戻したいのは、五万市民の願いでございます。東京都でも野火止用水のように金をかけて清流を復活している事実もございます。昭和四十五年には多摩川の水質保全について閣議決定がなされました。BODニPPM以下にしなければならぬということでございます。現

在の多摩川はどうか。私が言うまでもありません。すなわち、その閣議決定が履行されていないわけでございます。この事実をもっと強く訴えてはいかげでしょうか。市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、第三点目の下の川の改修についてであります。

溢水については、本町幹線への切りかえ、また分水等努力の跡が見られるわけでございますが、解決されたわけではありません。特に、悪臭の問題については、なおのことでございます。やはりふたかけをして、根本的解決を図らなければならないと思います。

先ほど緑化推進の件で御質問いたしました、はけの樹林地も絡ませて、下の川公園という一大プロジェクトをぜひとも計画、実施せられるよう切にお願いするものであります。防衛庁に対する働きかけ等も含め、その見通しなどお尋ねいたします。

最後に、第四点目の道路の改修の問題ですが、奥多摩街道の下宇路から体育館の方に向かい、中福生交番までの約百メートルぐらいの都道ですが、古い道路で、両側の側溝が道路の下について、時々悪

臭を放っております。ましてガードレールもない、そのため道路上から下の側溝に落ちてけがをした人も過去に何人かおります。

この側溝にしても、下水道が完備した現在、さほど必要がございません。埋めてしまっただけでいいでしょうか。そして、道路の端にはガードレール等保安を設けたらいいかがか。東京都との関係もありますが、理事者のお考えをお尋ねいたします。

以上四点について、明快なる御答弁をお願いし、私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

村野議員さんの御質問にお答えをいたします。

第一点の緑化推進についてでございますが、御質問は三つに及んでおりますが、私は、その基本的考えにつきましてお答えをいたしたいと思っております。まず、緑のことは、大変貴重な課題であります。認識しております。

村野議員さんが前段で触れられていた点、私も全くそのとおりであると思っております。お話の都市、緑、市民というテーマで先日行われました国際シ

ンボジウムの中で基調講演をいたしました西ドイツのウェルクマイスター氏は「緑こそ人類生存の象徴」と訴えられております。

さて、当市の基本計画をこまめにいっばいかけて修正いたすべくその作業に入りましたが、これを機に緑を大きなテーマとして、議会にも御相談申し上げながら策定したいとこのように考えております。

多摩川の浄化についてでございますけれども、このことにつきましては、前々から上野議員さんや村野議員さんからも、昭和五十九年議会において御質問をいただいております。

最初に、河川区域における野焼きの問題ですが、前回御報告させていただいた線に沿って全面解決を図るべく、建設省、秋川市ともども努力をしておりますが、関係者のうち三人から新たな要望が出てまいりまして、残念ながら解決に至っておりません。まことに遺憾であり、申しわけない次第であります。今後の対応は、当面説得を続けるしかないと思っております。特別に議会へ御相談いたすようなことが生じた場合は、よろしく願いたいと思っております。

次に、多摩川の流量をふやすことに関しましてでございますが、これも大きな課題であります。基本は、河川管理者である建設省が定めた多摩川環境管理計画に従い、水利体系の再編成をしても、う必要があるあります。例えば水利権の見直しと取水地点の見直しなど、長期的、広域的視野に立った検討をしてもらうことであります。私は、これまでも関係方面に要請してまいりましたが、御指摘にもありました昭和四十五年度の閣議決定による生活環境の保全に関する基準を旨に、これからも要請していく所存でございますので、よろしく願いたします。

次に、下の川改修について、ふたかけ問題についてでございますが、本件につきましては、従来より種々御意見をいただいておりますが、ここ数年議会ともども防衛施設庁に対し陳情を重ねてまいりました。おかげで、さきほど御質問いただきました緑化推進との関係も十分考慮いたしまして、今後この事業が早期に実施されますよう一層努力をしてまいりたいと思っております。

道路改修についてでございますけれども、この件につきましては御指摘のとおり、段差等があり、危険であると思ひます。この道路は都道でありまして、早急に処置すべく担当に指示をいたし、現在関係機関とも協議をいたしておるところでございます。

以上、大きく四項目にわたり答弁を申し上げましたが、それぞれ現況等詳細につきましては、担当の部長より補足答弁をいたさせていただきますので、よろしく願ひいたします。ありがとうございました。

○建設部長（森田 進吾）

自席からお許しをいただきまして、ただいま市長が答弁をいたしました内容について、若干補足をさせていただきます。

まず、緑化推進についてのうち、公園緑地の整備の計画でございますが、本件につきましては、既に五十九年度に提出いたしました実施計画に盛り込まれている内容でございますが、六十年度につきましては、御案内のように仮称長沢公園と熊牛公園、これにつきましては五十九年度に用地買収が終りまして、六十年度に整備すべく、今準備を進めてございます。それから、原ヶ谷戸緑地につきましては、地主さんの御

うような形で議会にも御報告を申し上げたわけでございますが、昨年の十二月の時点で、基本的にはあそこで野焼きをしております下法田用者との合意ができた、そういう形の御報告を申し上げました。一つは、野焼きをしない、あるいは新しい占用地へ移ると、そういうふうなことが基本でございまして、それで新しい占用地についても、建設省の方で同意された土地、それに移ると、そういうことについてもすべて、その特点で基本的な合意を得たわけでございしますが、ここに参入しまして四月に新しい占用地で焼却炉を設けて焼却行為をさせてもらいたい、そういうふうな要望がございました。御案内のように、この野焼きというか煙の問題につきましては、市民が長年苦しんだ問題でございします。また、市民があの地域での煙アレルギーと申しますが、そういうものを強く持つておる場所でございます。そういう点もございしますので、市の方としては、いかなる形をとってもこの燃焼行為、これは認めない、そういうことで、交渉を四回くらいその後四月以降持ったわけでございますが、なかなか最終的な合意が得られず足踏みをしていると、そういう状況でございしますが、なお、野焼き

等については、今後もしないで、できるだけ今の状態のままで今後交渉あるいは話し合いを続けようというところが現況でございます。

大変道路整備、そういった新しい占用地に関係します整備の点について、予算等をこの時期にお願いできるものとそんなふうな期待を持っていたわけでございますが、現況がそういうことでございませうので、いましばらくお時間をいただきたいとそうように考えるわけでございます。

それから、都市下水路の関係でございますが、都市下水路の水質の改善状況につきましては、現在生活系の排水が都市下水路のはけ口での水質汚染の原因になっておるとそういうふうなことから、二市一町で特に沿道の水洗化の普及、こういったものを心がけているわけでございしますが、現時点では、約一万八千戸ほど沿道の家屋―関係する家屋があるわけでございますが、そのうち約一万二千戸が水洗化の切りかえが終わっていると、それで、切りかえ率が大体六五％とそんな状況になっております。

なお、福生市につきましては、そのうち三千六百戸が福生市の市民の

好意をいただきまして、これについても一応六十年度に整備を予定してございします。

それから熊川東公園あるいは熊川北公園、これについても六十年度で用地を買収して、六十一年度でこれについては築造を完成するようない計画を持っております。それから六十一年度につきましては、今の熊川東、北公園の築造工事と合わせまして武蔵野橋公園、これは熊川地区の一六号線の下にございます町会の集会所に面しての公園用地でございしますが、そこを一応買収すると、それが予定に入っております。

それから六十二年度につきましては、中福生公園―仮称でございしますけれども、清岩院橋とそれから熊野橋の間にございます都道に面した三角地でございしますが、あそここの所を予定をいたしまして、六十二年度に用地、でき得れば六十三年度に築造とそんな形で計画を持ってございします。

いずれもこの用地を伴いますハム園整備につきましては、基地対策事業というようなことでございしますので、一定の枠の中で、できるだけ年次計

画に沿った整備を進めていきたいとそうに考えております。

それから、二点目の市道に花木植栽でございますけれども、現在街路樹のある市道でございますが、これについては五本ございまして、距離にして約六キロの長さには街路樹が植えてございます。これについて五十九年度から一部、その街路樹に植樹帯というような形で低木を植えた緑のスペースを予定してございますが、年次計画でこれについても極力そういった整備をしていきたいとそうに考えております。

ただ、市道につきましては、御案内のように非常に狭い道路が多くて、今申し上げました広い、いわゆる街路樹を植えられるような道路がまだ、都市計画街路の整備を待てばできるわけでございますが、今時点では一応そんな現況でございます。現在の街路樹の植わっている道路、それを今のような年次計画に沿って整備をしていきたいとそんな考えを持っております。

次に、多摩川の浄化のうち、野焼き問題でございますけれども、野焼き問題につきましては、昨年の十二月あるいはことしの三月に、現況とい

うような形で議会にも御報告を申し上げたわけでございますが、昨年の十二月の時点で、基本的にはあそこで野焼きをしております不法占用者との合意ができたという形の御報告を申し上げました。一つは、野焼きをしない、あるいは新しい占用地へ移るとそういうふうなことが基本でございまして、それで、新しい占用地についても、建設省の方で用意された土地、それに移ると、そういうことについてもすべて、その時点で基本的な合意を得たわけでございますが、ことしに入りまして四月に新しい占用地で、焼却炉を設けて焼却行為をさせてもらいたいとそういうふうな要望がございました。御案内のように、この野焼きとか煙の問題につきましては、市民が長年苦しんだ問題でございますし、また、市民があの地域での煙アレルギーと申しますか、そういうものを強く持っておる場所でございます。そういう点もございしますので、市の方としては、いかなる形をとってもこの燃烧行為、これは認めないというところで、交渉を四回ぐらいその後四月以降持ったわけでございますが、なかなか最終的な合意が得られず足踏みをしているとそういう状況でございますが、なお、野焼き

等については、今後もしないで、できるだけ今の状態のままで今後交渉あるいは話し合いを続けようということが現況でございます。

大変道路整備 そういった新しい占用地に関係します整備の点について、予算等をこの時期にお願いできるものとそんなふうな期待を持っていたわけでございますが、現況がそういうことでございしますので、いましばらくお時間をいただきたいとそうように考えるわけでございます。

それから、都市下水路の関係でございますが、都市下水路の水質の改善状況につきましては、現在生活系の排水が都市下水路のはけ口での水質汚染の原因になっておるとそういうふうなことから、二市一町で特に沿道の水洗化の普及、こういったものを心がけているわけでございしますが、現時点では、約一万八千戸ほど沿道の家屋——関係する家屋があるわけでございますが、そのうち約一万二千戸が水洗化の切りかえが終わっていると、それで、切りかえ率が大体六五％とそんな状況になっております。

なお、福生市につきましては、そのうち三千六百戸が福生市の市民の

家屋でございますが、三千四百五十戸が現在水洗化が終わっている。福生市については、九五％の普及率とそういう状況になってございます。

なお、瑞穂町の都営住宅のハム共下水道の接続かえでございしますが、これにつきましては、五十九年度から六十一年度の三カ年で整備するとそういうことを東京都の方から計画が出されておりました。それに沿いまして、五十九年度については六百三十七戸対象戸数があるわけでございしますが、そのうちの二百二十五戸大体三分の一の水洗化が終わっているとそういう状況でございます。

なお、下水路のはけ口の水質の汚染度の推移でございしますが、五十七年度が三二・六PPM、非常に高い濃度というが、あったわけでございしますが、五十九年度についてはこれが一九PPMと、先ほどの多摩川の水質基準から比べますとまだ非常に高いわけでございしますが、そういった形で水質は下がってきてございます。これについては、六十四年度をひとつ目標にいたしまして、六十五年度に三・五PPMぐらいまで下げると、そういうふうなことが都市下水路組合の中でも一応そういう目標を立てまして